

(仮称) 動物園通り産業団地造成工事の入札について

条件付き一般競争入札について次のとおり実施いたします。

平成 29 年 4 月 4 日

株式会社旭川振興公社  
代表取締役社長 高瀬 善朗

1 入札に付する工事

- |         |   |
|---------|---|
| (1)工事名  | (仮称) 動物園通り産業団地開発事業造成工事  |
| (2)工事場所 | 旭川市東旭川町日ノ出 158 番 3 ほか   |
| (3)工期   | 契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 26 日まで   |
| (4)工事概要 | 次のとおり<br>造成面積 257,652.11 m <sup>2</sup><br>道路工事一式、公園造成一式、用水路工一式、下水道（雨水）一式<br>上水道工事一式、消火栓（双口式）9 基、宅地造成一式 |

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たす共同企業体であること。

- (1) 構成員は、次のすべての要件を満たしていること。
- ア 旭川市における土木一式工事の入札参加資格が、A（特 A を除く。）等級に格付けされていること。
  - イ 入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - エ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。
  - オ 旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11 市内」で登録されていること。
  - カ 本工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。
  - キ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は〔国家資格を有する〕主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (2) (1) の要件をすべて満たす 3~5 者により構成されていること。
- (3) 各構成員の最低出資比率は、均等割の 10 分の 6 以上とし、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (4) 各構成員が、当該工事の入札において 2 以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

### 3 見積用設計図書の閲覧等

本工事に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 平成29年4月4日（火）から平成29年4月18日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後4時15分まで。USBメモリをご持参ください。

イ 場所 旭川市7条通10丁目  
株式会社 旭川振興公社  
旭川市役所第2庁舎6階  
事業課産業団地開発推進室  
電話 0166-22-7198  
FAX 0166-22-4822

### 4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 平成29年4月19日（水）午前10時

(2) 入札及の場所 株式会社 旭川振興公社会議室（旭川市7条通10丁目）

(3) 入札方法

ア 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに委任状、共同企業体協定書を提出し、入札会場内で待機すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

入札の結果、予定価格の範囲内の入札者がなく落札者が決定しない場合、最低入札金額による入札者と随意契約に移行する。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

### 7 支払条件

(1) 前金払 しない。

(2) 部分払 しない。

### 8 火災保険等付保の要否

しない。

### 9 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

### 10 入札執行回数

2回とする。

### 11 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 1(3)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。

(3) 2 (1) エでいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（7）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(4) その他、入札に関するの照会先

3のイに同じ。